

日野市内に住みながら市内の福祉事業所に就職するあなたを応援！！

日野市福祉人材 奨学金返還支援事業

奨学金返還の一部を助成します

令和7年1月14日から随時申請の受付を開始！

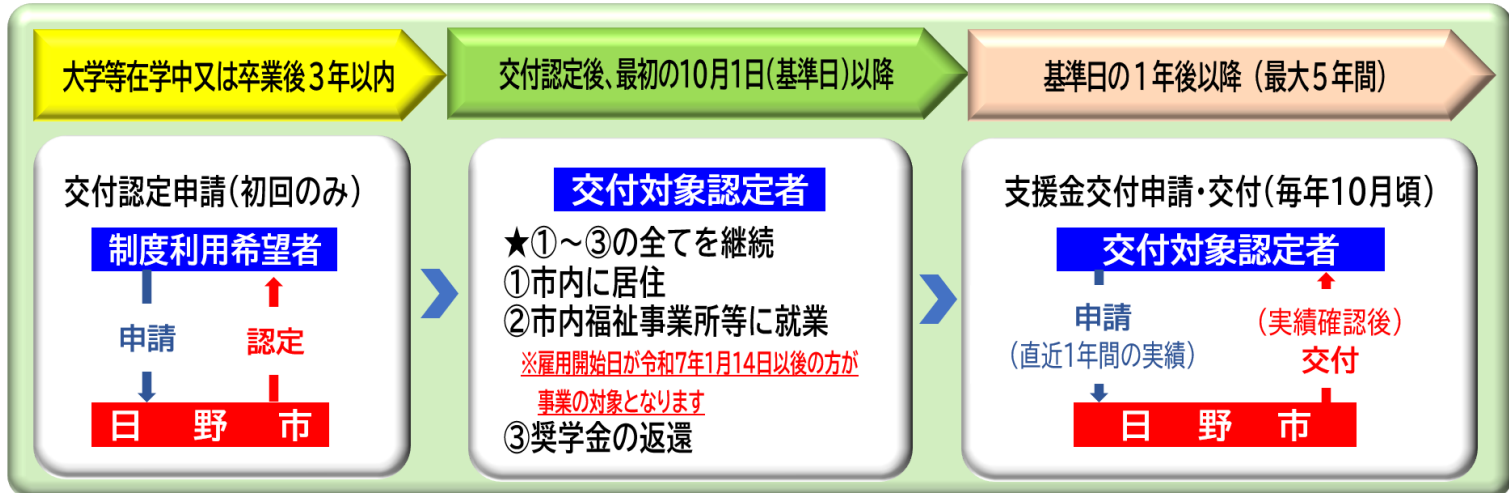


年間
最大 **10** 万円

(助成期間は最大 **5** 年間)



▶ 制度利用の流れ



▶ 対象者(助成要件)

【交付認定申請時(初回のみ)の要件】

- ① 大学等の在学中に市が指定する奨学金の貸与を受けていること
- ② 認定申請日時点で、年齢が39歳以下であること
- ③ 認定申請の受付日の翌日以降、最初に到来する10月1日(以下「基準日」といいます。)の前日時点で、大学等を卒業する見込みがある又は大学等を卒業してからの経過年数が3年以内であること
- ④ 基準日時点で、日野市の住民基本台帳に記録され、かつ、5年以上日野市内に定住する意思があること
- ⑤ 基準日時点で、市内福祉事業所等に就業し、かつ、5年以上就業を継続する意思があること

【交付申請時(毎年)の要件】

- ① 基準日以降、継続して市内に居住し、かつ、市内福祉事業所等に就業していること
- ② 奨学金の返還及び日野市の市税等に滞納がないこと
- ③ 本支援事業と同種の奨学金返還支援を受けていないこと

【お申込み・お問合せ先】

日野市福祉政策課

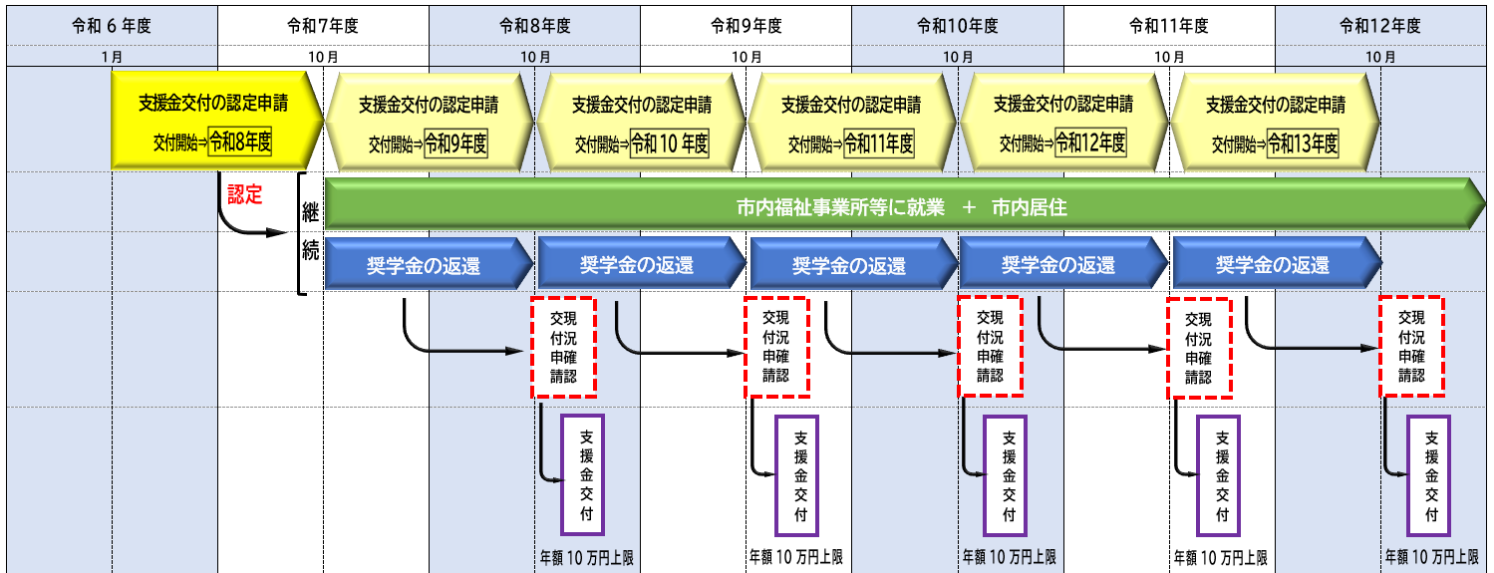
〒191-8686 日野市神明 1-12-1

☎ 042-514-8974 ✉ fukusei@city.hino.lg.jp

制度の詳細は日野市の
ホームページで
ご確認ください。



▶ 交付認定申請から支援金交付までの例（令和7年9月30日までに交付認定申請をした場合）



よくある質問

Q 交付認定申請はいつまでにする必要がありますか

A 通年で受付けていますので、いつでも申請をすることができます。ただし、申請の時期によって、支援金の交付を開始する時期が異なりますので、詳細は以下の表をご参照ください。

支援金の交付開始年度	認定申請の受付日		
令和8年度	令和7年1月14日	～	令和7年9月30日
令和9年度	令和7年10月1日	～	令和8年9月30日
令和10年度	令和8年10月1日	～	令和9年9月30日

Q 交付認定申請や交付申請はどのようにするのですか

A 市が指定する様式に必要な書類を添えて、福祉政策課に直接持参いただくか、市のホームページの申込フォームから提出してください。指定の様式は市のホームページからダウンロードすることができます。交付申請はあらかじめ市が定める期間に行ってください。

Q 市内福祉事業所等とはどのような事業所が該当するのですか

A 市内に所在する老人福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定等に基づき、市が要綱に定める事業を行う事業所及び施設、若しくは認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設、児童養護施設及び医療型障害児入所施設です。

詳細は市にお問い合わせください。

Q 制度の対象となる奨学金を教えてください

A 以下のア～オのいずれかに該当する奨学金で、交付対象者が学資に充てることを目的に本人の名義で借り受けたものとなります。ご自身の奨学金が制度の対象となるか分からないときは、市にお問い合わせください。

- ア 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する第一種学資貸与金又は第二種学資貸与金
- イ 地方公共団体が貸与するもの
- ウ 一般財団法人あしなが育英会奨学金
- エ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金
- オ その他市長が認めたもの

Q 既に市内に住みながら市内の福祉事業所等で働いていますが、支援金を受けることができますか

A 現在働いている職場（市内の福祉事業所等）の雇用開始日が令和7年1月14日以降の場合で、助成の要件（表面を参照）を満たしていれば、支援金の交付を受けることができます。